

保護者 様

香美町立小代小学校
校長 安田 雅司

児童の引き渡しについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、緊急時での児童の引き渡しについてお知らせします。
つきましては、下記のとおりとします。周知していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点があれば、学校にお問い合わせください。

記

1 引き渡しについて

- (1) メール等の通信が不能の場合も考えられるため、メールの有無に関わらず、次の基準を確認し、児童の引き取りをお願いします。

【引き渡し基準】

保護者等への引き渡しの基準は、

「震度5弱以上」の地震が発生した場合とする。

なお、香美町ルールについては、裏面に記載しています。

香美町ルール【緊急時の児童の登下校について】

	地震発生時のルール	<津波による被害が予想される学校> 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	・ 震度5弱以上の地震 が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上か高台の避難場所へ避難する。 ・警報が解除されても、校内及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 ・震度5弱以上の地震の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。 	
児童生徒が在校中	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報が発令された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 ・警報が解除されるまで、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。 ・警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。

なお、このルールは文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」において、「引き渡しルール（例）」の中で示している「**震度5弱以上**」の地震を基準とし、香美町においてもこのルールに準拠することとしています。